

# Freedom for Shiroasaki!

## 城崎勉さんに自由を！即時の釈放を！

ジャカルタ事件の容疑で、米国で18年間服役してきた城崎さんを、日本の司法は同じ事件で再び裁こうとしています。

### ジャカルタ事件とは

1986年5月14日の昼前後、インドネシアの首都ジャカルタの米国大使館、日本大使館へ手製金属砲弾が撃ち込まれ、カナダ大使館前の車が爆破された事件です。事件後、東京、ロンドン、パリ、ベイルートなどの報道機関へ反帝国主義国際旅団名で、5月4日から6日にかけて行われた東京サミットで出された「反テロ宣言」への回答である、旨の声明が送られました。

城崎勉さんを救援する会

# 城崎勉さんに自由を！ 即時の釈放を！

## 城崎勉さんを救援する会

城崎勉さんは、1971年、赤軍派のいわゆるM作戦で逮捕され、懲役10年の判決を受けました。府中刑務所に在監中の1977年9月、日本赤軍の日航機ハイジャック闘争（ダッカ事件）で、奪還指名され超法規的措置で釈放されアラブへ出国しました。

府中刑務所では安部譲二の小説「辯の中の懲りない面々」に登場します。「休憩時間になると工場の中央を貫通している通路を、下着姿で端から端まで飽きもせず、パタパタペタ走っている、縮まつた身体に眼鏡をかけた、まんまるな顔の青年がいました。「誰だ、あの馬鹿は……」私は呆れて他の懲役に訊き、そして憑かれたよう

に、丸い顔に丸い汗の粒を浮かべ通路を走るその青年が、赤軍派の戦闘部隊で鉄砲を握って資金作りに大活躍をした城崎勉だということを知ったのです。……私たちのような普通の懲役にとって、城崎勉のような政治犯は、何を目的にしてなぜ闘ったのか、そして捕まってしまった罪状が本当に悪いことなのかどうか、はつきり分りかねたのですが、さわやかに刑期をつとめる城崎勉の様子を見ると、どうやら権力と闘つて負けただけのこと、のように感じられたのです。事実、城崎勉はとても良い人間でした。」（文芸春秋刊）

アラブへ去った後の消息は定かではありませんでしたが、1986年5月ジャカルタで起きた米国・日本・カナダ大使館への攻撃事件で、城崎勉の名が浮上、同事件の容疑で国際指名手配されました。

ジャカルタ事件とは、1986年5月14日にジャカルタの米国大使館、日本大使館へ手製金属砲弾が撃ち込まれ、カナダ大使館前の車が爆破された事件です。事件後、東京、ロンドン、パリ、ベルトナムなどの報道機関へ反帝国主義国際旅団名で声明が送られました。

また翌1987年、ローマの米・英大使館への攻撃容疑で、日本赤軍の奥平純三氏と共にイタリア当局から起訴され欠席裁判にかけられました。この判決では、奥平さんは禁固17年、城崎さんは無罪でした。

その後、1996年9月ネバールのカトマンズでFBIに拘束され、秘かにアメリカ合衆国へ連行され、大陪審によつてジャカルタ米大使館への殺人未遂と建造物破壊の容疑で連邦地裁に起訴されました。

裁判では米国のT弁護士が、日本側の救援関係者とともに、また弁護士とも連絡を取る意思のないことを表明するなど、もどかしい状況が続いていましたが、公判には救援連絡センターの山中氏らが傍聴に訪れました。2日間に亘る陪審員協議のうえ有罪が宣告され、禁固30年の判決を受けました。控訴しましたが、2審は実質的な審理もされず棄却され刑が確定しました。

これらの裁判への支援体制は、檜森孝雄と関博明の両氏が救援パンフ『風の人』を発行し活動をしていました。檜森孝雄氏は1976年『風の人』を発行し活動をしていました。檜森孝雄氏は1976年

2年5月30日、日本人3名とPFLP（パレスチナ解放人民戦線）との共同作戦として行われたイスラエル・テルアビブ空港襲撃闘争の参加予定メンバーの一人であり、2002年3月東京・日比谷公園でイスラエルへの抗議の焼身自殺を遂げました。

また関博明氏は、城崎さんと同じく赤軍派M作戦に参加し逮捕服役しました。出獄後、鍼灸師の資格をとりパレスチナへの連帯運動の一環として現地を訪れ、鍼灸治療などを行つていました。また「連合赤軍の全体像を残す会」のメンバーとしてその活動に従事していましたが、2005年6月癌のため亡くなりました。

二人が亡くなつたあと、城崎さんへの救援活動は救援連絡センターや個人間の文通や差入れが細々と続いている状態でしたが、その後、関西の西浦隆男氏を中心に旧ブント、赤軍派、日本赤軍関係者などが救援活動を再開し始めました。その中では、刑務所が城崎さんの白内障と緑内障の治療要求を無視し、失明状態に近かつた目の手術を、シカゴ領事館の領事を動かすことによって治療させることに成功したことなどありました。しかし、残念なことに活動の中心を担つていた西浦隆男氏も2014年10月肺癌で亡くなつてしましました。

弾させたが、いずれも不発に終わった」と記されています。誰をも傷つけていないにも関わらず、「殺人未遂」で起訴されました。これら城崎さんの容疑は「偽造有印公文書行使」を除けば、同じ事件として日本大使館か米国大使館かの違いでしかなく、すでに米国で裁かれ、18年間服役してきたものです。

しかも検察側が出してきた証拠も、米国の裁判で出されたものと同様のもので、米国裁判時でもその証拠収集の杜撰さや目撃証言の曖昧性が問題とされてきました。その証拠とは金属弾が発射されたホテルの部屋に城崎さんの指紋が付いていた物があつたといふことと、ホテルの従業員、レンタカー屋の従業員が犯人といわれる人物に城崎さんが似てているという証言でした。

それに対し城崎さんは、ジャカルタへは行つたこともないし、また同年の2月レバノンのベカ一高原にて、飛んできた砲弾の爆風で眼を負傷し数ヶ月間は視界がぼやけた状態だったと言っています。指紋が付いていたという清涼飲料の缶も、当日の現場検証、現場写真には写つていなかつたとか、指紋も転写細工されたのではないかとねつ造の疑惑が生じています。この指紋転写については、1996年タイでよど号の田中義三氏が偽ドル事件で捕まつた折、その証拠としてだされたドル札に付いていた指紋は、すでに採られていた指紋カードからドル札に転写されたものでした。当然のこととに田中さんは無罪となりました。

このジャカルタ事件は、ほぼ同時に別の場所から金属弾が発射され、車も爆発しています。爆薬の入手から手製砲弾とその発射台の作成など、ばやけた視力の症状の中で、とても一人で行う事が出来るような事件ではありません。

米国裁判で検察は「シロサキは日本赤軍のメンバーであり、彼

2015年2月、米国の刑務所を仮釈放で出所した城崎さんは日本へ送還されます。そこで今度は待ち構えていた日本の公安警察により、ジャカルタの日本大使館への攻撃容疑で逮捕されます。起訴されたのは「殺人未遂」と「偽造有印公文書行使」の2件でした。起訴状によれば「氏名不詳者らと共謀の上、ホテルの部屋から金属製砲弾型爆発物2個を日本大使館へ向け発射し、そのうち1個を大使館の側壁日よけに着弾させ、1個を隣接のソ連大使館敷地へ着

らは米国市民であるなら誰でも殺せー」と言つてゐる危険なテロリスト集団である」とのイメージを作り上げて断罪し、陪審裁判で有罪としました。証拠に基づいた事実ではなく、恐ろしいテロリスト集団の一員であるとして裁かれたのです。城崎さん自身は日本赤軍のメンバーではないと言つていますし、その証言もあります。

日本側でお願いしたK弁護士は、米国側T弁護士のコンタクト拒否により、弁護活動の連携は出来ませんでしたが、証拠構造をみてこう語っていました。

「証拠として提出されたのは、実行犯と目される人物に城崎さんが似ているというホテル従業員の証言と、犯行現場と目されるホテルの部屋に城崎さんのものとされる指紋があつたということだけです。被告人の城崎さんが何をしたとか、誰とどのような共謀をしたとかいう証拠はまったくありません。確かに、指紋は仮にそれが城崎さんのモノであると仮定すれば（証拠そのものを見ていないので、この点はわかりません）、城崎さんがそこに居たという認定はできるでしようが、それ以上に、城崎さんが大使館を攻撃したというところまでは認定できないというのが、日本の常識だと思います。」と言つています。

日本の検察は、その動機の中で「被告人は反帝国主義を標榜する思想を有している。」などと述べています。帝国主義は植民地侵略など人々を抑圧・収奪する悪であり、反帝国主義の思想を有することは当然のことです。この様に述べられることは、憲法19条の「思想及び良心の自由、これを侵してはならない」という理念から逸脱し、有している思想で人を裁こうとする極めて危険なものと言わざるを得ません。

またこの城崎さんの裁判は、同じ事件ですでに米国で裁かれ服役

## あいさつに代えて

2015・8・27の拘留開示法廷はメディア関係者で埋めつくされ、「さながら記者会見のようだた」と云われているので、その時に述べたことにいくらかの補足をして私からのあいさつに代えさせてもらおうと思います。

ご存知のように、私は77年「日本赤軍日高隊」を名乗る部隊による日航機ハイジャック闘争（いわゆる「ダッカ事件」）でダッカ空港において釈放されました。ところが、その事件が一段落したところで「召監状（？）」だかなんかが出され、国際手配になりました。そうしたことはDCの公判庭に出てきた元警視庁公安一課の高橋正一によつて証言されています。私はいわゆる「M作戦」での宣告が10年だったので、この国際手配は15年間でした。

この国ではそうしたことは当たり前と受けとめられていますが、国際的にはありえない話なので、DCの法廷にちょっととした波紋を生じさせました。それまで「77年に釈放された」と云つていたのに、77年のそれは脱走もしくは逃亡と云うべきなのかどうかという法律上の問題が生じたのです。ご存知と思いますが、幾つかの国では囚人に一時帰宅を認めることがあります。一例がクリスマス休暇に対するもので、かつてイギリスでIRA戦士達にも認められたことがあります。又、この国でもごくまれにですが親の葬儀などに一時帰宅を認めるケースもあるとも云われています。云われているだけで、

東京拘置所在監

城 崎 勉

実際にはそういうケースはほぼゼロなのかもしれません、それは脇におきましょう。はつきり云えることは、そうした一時的な帰宅＝釈放の場合、时限が特定され、囚人もそうした書類に署名するという点です。しかしながら、77年の場合そのような时限は設定されなかつたし、ダッカ空港でいわゆる「救援機」の中で手錠を外された際にも、特に何も伝えられず、私物を入れたショッピング・バッグと（たぶん200万ドルが入つた）スポーツバッグを持たされてタラップを降り、下で待つていたバンガラディシユの兵に誘導されるまま軍のjeeプに乗りこんだのです。jeeプはそれから滑走路の反対側に駐機していた「団結号」と名付けられたハイジャック機のところへ行き、そこで私は再び二つのバッグを手にしてタラップを上がつていつたのです。私は釈放の3番目であり、残りの3名の釈放、更にはクーデター騒ぎなどがあつて「団結号」がダッカ空港を飛び立つまではかなりの時間が必要でした。そして、前述のように「団結号」がアルジェに着き、人質とされた乗員、乗客が東京又は目的地に落ち着いた頃、あたかも一時釈放の时限が来たかのようにな監状又は收監状が発せられたのだが、これは国際法・国際常識に反しています。それ故に、それまで裁判長も検事も含めて「77年釈放」と云つていたものをどう表現すべきかという問題が生じたし、その後は「釈放」という用語を回避するようなことが多発しました。

もしていることから、一事不再理という「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」とする憲法39条の趣旨に反するのではないかとも言われています。さらに刑法5条には「外国において裁判を受けたものを更に処罰することを妨げない」との文言も書かれていますが、続いて「既に外国において言い渡された刑の全部または一部の執行を受けた時は、刑の執行を減輕し、又は免除する」という条文があります。

このようにこの城崎さんの裁判は、証拠が杜撰で曖昧であること、に加えて憲法の理念をも問うような内容をもっています。

またこの裁判は、オウム事件を除いて初めての公安事案として裁判員裁判となります。そのあり方は裁判員制度以前であれば公開の傍聴人参加の法廷で協議されたような事柄が、公判前整理手続きなるもので検察官、弁護士、裁判官三者の話し合いの中で、争点や証拠が予め絞られてしまうことになります。被告は公判前整理手続きに参加出来ますが、従来の裁判制度から見ればその防御権は著しく失われていると言わざるを得ません。そして短期間に集中して審理をすることで、徹底した審理による真相解明にはほど遠いあり方になっています。この様に城崎さんの裁判は、幾つかの大きな問題をはらんだものとなります。

現在、かれは東京拘置所に収監されていますが、証拠隠滅の恐れ

という理由で接見禁止となり、妹さんとも会えない状況に置かれています。

3年前の事件で今さら何の証拠が隠滅されるというのでしょうか。

かつて同時代に生きた方々から、若い世代の人たちまで、多くの方がこの城崎裁判に関心を持つて頂きたいと思っています。

2016年3月2日

(但し、パロール委や連邦刑では釈放と云つていた)。国際法上おかしいというだけではありません。私を含めた6人の釈放は時の首相福田によつて決定され、多分時の法相の指示（命令）でなされたはずです。そうした決定や命令が誤りであると閣議で撤回されたとは、少なくとも私は耳にしていないし、憲法で定められた最高の決議機関である国会でも否決されたとも聞いていません。にもかかわらず公安当局が重箱の隅をつつくようにして収監状だかなにかを用いて国際指名手配にしたのです。どこかのメディアは、（公安当局の意地）とかなんとか表現して公安当局の行為を持ち上げたと伝え聞いていますが、首相又は閣議の決定を官僚たちがひっくり返したとすればこれは大きな問題です。仮に首相らの決定等が誤っていたというなら、そういう決定をした人物達を問責せねばならないし、それに従つた一部の官僚達の行為をも問題にすべきなのに、そういうこともないままの反乱なのだから、法治国家の名に値しない恥すべき行為でしかありません。又、云うまでもないことだがこの問題は単に私個人に関する件ではないのです。同時に釈放され、現在岐阜刑務所で無期刑に処されている泉水氏や柄木刑務所で20年の刑を課されている沼田女史についても同様に云える問題です。加えて、国際手配されていても捕まれば死刑判決を受けることになる坂東氏や佐々木氏及び大道寺女史、更にどういう判決になるかは判らないが奥平氏や仁平氏においても共通すべき問題です。それが国際法上は信じがたいまったく恥すべきこの国の司法の問題なのだと云わざるをえません。

さて、そうした国際的に通用しない手配の最中である86年5月に発生したのが、本件、すなわちジャカルタ事件と呼ばれるものです。ジャカルタへは行つたことがない私には一体なぜ私の指紋が「発見」

仮に電熱器を買う金もおしいならば、金属タワシを用いれば、これまた簡単に発火させることができます。さすがに検察側も放火未遂というのはあまりに無理なことと考へたのか、この件は起訴猶予とかいつてひつこめてしましました。お笑いですね。

問題の指紋ですが、①事件直後に問題の8227号室に着いた爆発物の専門家が撮つた現場写真にはテーブルの端の方に缶が2つだけ映つている。②翌日指紋採取班が採取したという缶、コップ、トレイ、ランプ支柱などの証拠写真もないし、それらの証拠物も保管されていない。③確かに日本大使館の警察出向（一等書記官）はインドネシア国警からの指紋のネガを受け取り、それを東京へ送つた（そして私の指紋と一致した）と云つているが、最近検察側が提出した同ネガの動きでは、ずっとインドネシアで保管されDCの裁判用にU.S.へ送られ、またジャカルタへと戻され、それが今回東京へと回つてきたという風になつています。④86年に東京へ送られてから私の指紋を発見という発表までかなりの日数がかかっている等、不可思議なことが多数あるのです。

86年当時、私は38歳でした（し、レバノンでPFLPのロケット部隊にいました）。ところが問題の「菊池」は23歳。つまり私とは15歳も歳が違う。かつレンタカー屋の受付嬢は「学生のようだった」と証言しています。白人や黒人ならそのように見間違えたとしても十分ありえるが、東洋人がそんな風に云うであろうか？かつ、私は子供の時に両脚に多数の悪性吹き出物が次々と出来て歩くのも大変な状況になつたことがあります。その結果身体を左右に揺すつて歩くクセが身につきました。にもかかわらず、ホテルのレスポンジニストもレンタカー会社の人々もそのような特徴には言及していません。彼女らは私の特徴的な歩き方を見てはいないのだから

されたのか、プレジデント・ホテルはどういう類のホテルでその周囲には一体何があるのか、（結局は起訴猶予になつたが）放火未遂はなぜ未遂で終わつたのか、つまり何故発火しなかつたのか、又、飛翔弾はなぜ4発とも不発だつたのか等々という疑問が尽きないのです。前述の件と絡ませるなら、当局はなぜ国際的には恥すべき手配を私が実行犯であると確信している（と推定せざるをえない）この事件へと切り替えるなかつたのであろうか。ご存知かもしれない方がメンツも高いはずなのに……。

それはさておき、この放火未遂なるものでDCの法廷で示された図であるなら、紙や布などを置いておけば発火するはずです。ところが、最初に（？）現場検証した爆発物の専門家は、東京での調書でその図は誤つていると云っています。どうもその図を描いたのは爆発物処理班のメンバーのようです。ちと話しをこんがらがらせるかもしぬないが、U.S.大使館では飛翔弾の処理の為インドネシア警察の爆発物処理班を呼び、どうもその班員だけをU.S.大使館構内に入れて処理させました。しかし日本大使館の方はホテルのその部屋から二百メートルと離れていないのに同処理班を呼ぶことはせず、なんとホテルの警備員に大使館の不発弾の回収をやらせているし、それを日本の記者などがすぐ近くで見ていて、写真まで撮つていたのです。他方本来その処理をすべき人員はホテルの中で手袋なしで動き回り、前述のいい加減な略図を描いていたようです。なんともはや不可思議なことが行われていたと云うしかありません。

改めてその発火装置との関連に戻ると、もし私がその発火をたくらんだとすれば安物の電熱器を用いれば、簡単に発火＝放火できる。

ところで、U.S.の刑務所を釈放される直前に、以後の住所はどうするのかと問われ、おふくろが住んでいた所——そこは私が生まれ育つた所であり、現在おふくろは老人ホーム暮らしなので空家同然——と「登録」しています。法的にはまだ10年余りの26年9月まで刑期があり、一応こうした登録が必要だからです。にもかかわらず、この国の当局は住所不定、逃亡のおそれなるものを云々しています。

確かに68年以来帰つておらず、赤軍派での活動、獄中生活、レバノンでの活動、ネパールでの活動、U.S.のムショという具合いなので

子供の頃の住所を云うのは正直云つておこがましいのですが、しかし仮に逃亡しようものなら、私はこの国の官憲に加えてU.S.当局からも手配ということになるわけで、そんなことをするわけがありますと云わねばなりません。なぜなら、行つたこともないジャカルタの件、それもすでに30年も前の件で、私がよりもしない証拠を隠滅しようと云ふことは全く不可能なことです。むしろ証拠を隠滅しているのは当局の方なのです。若干の具体例を示すならば、①私の指紋が発見されたという証拠物件が保管されていません。②プレジデント・ホテルに投宿した「菊池」は86年5月7日に観光ビザで入国したことを同ホテルのレセプションリストが確認しているけど、その入国カードも出国カードもありません。③更に、インドネシア当局によるところの「菊池」は現地の大工に箱を作らせ計3回も接触しており、その3回共違つた車であつたということになりますが、大工がJ.R.A.の手配ボスターから私を特定できなかつたこともあります。一体どういう言語で二人は会話をしたのかという大きな疑問もありますから、当局は隠さざるをえないのでしょうか。ともあれ証拠の隠滅をやつているのは当局の方なのに、私がそれをやるかのよう二セのレッテルを貼つて拘留、それも接見禁止ということになります。接禁なんてU.S.ではまずありえないことですが、それを含めて次の付記で記します。

るのですが、私の場合黒人が圧倒的で汚いDCのそれではなく、ポトマック河をはさんだアーリントン郡の拘置所に収容されました。「テロリスト」と烙印されたため Administrative Segregation (つまり独房区) で私は11F。12Fは懲罰者でした。11F、12Fは吹き抜けで12Fの囚人達が運動の時には11Fでやつていて、時にはアジア系人が私にドア越しで話しかけてくることもありました。運動は原則8人以下(?)で各1時間日祭日も、その間に裏手にあるバスケット・コート半分ほどの空間で遊んだり、囚友とだべったり、新聞を読んだり、シャワーを浴びる等が基本的な動向でしたが、私も11Fの者はもう少し時間の延長があり、12Fの連中をうらやましがらせてたものです。

ところで、拘置所に収容者は推定無罪の原則なので、すでに有罪となつた者も含めて手紙は封をして発信していました。又、電話はコレクト・コールで可。下階層(つまり一般房)ではTVもあるし、マイクロウエーブもあると云われていました。ラジオは個人持ちで、イヤフォンでのみ聞ける形式のものでした(これはムショでも同じ)。が、12Fの連中はバッテリーを買えないでの、「余分をめぐんでくれ」とよくたのまれました。

これは刑務所でもそうでしたが、弁護士、外交官、宗教家などとは、アクリル板なしで会つて書類などを手渡してもらうことも可でした。付記1で官憲側の取調べはない記しましたが、私の感覚では弁護士が取調べをやつてる(これは全くの別室です)。それを拒否するわけにはいかないと感じでした。御存知かと思いますが、私は87年のローマ事件でも起訴され、実はあの国の法システム故に欠席裁判で無罪という判決が出ていました。しかし、日本のメディアはそういうことを見落としていたため、国内の支援者達が送つてくる

子供の頃の住所を云うのは止直云つておこがましいのですが、しかるも手配ということになるわけで、そんなことをするわけがありますと云わねばなりません。なぜなら、行つたこともないジャカルタの件、それもすでに30年も前の件で、私がよりもしない証拠を隠滅しようと云ふことは全く不可能なことです。むしろ証拠を隠滅しているのは当局の方なのです。若干の具体例を示すならば、①私の指紋が発見されたという証拠物件が保管されていません。②プレジデント・ホテルに投宿した「菊池」は86年5月7日に観光ビザで入国したことを同ホテルのレセプションリストが確認しているけど、その入国カードも出国カードもありません。③更に、インドネシア当局によるところの「菊池」は現地の大工に箱を作らせ計3回も接触しており、その3回共違つた車であつたということになりますが、大工がJ.R.A.の手配ボスターから私を特定できなかつたこともあります。一体どういう言語で二人は会話をしたのかという大きな疑問もありますから、当局は隠さざるをえないのでしょうか。ともあれ証拠の隠滅をやつているのは当局の方なのに、私がそれをやるかのよう二セのレッテルを貼つて拘留、それも接見禁止ということになります。接禁なんてU.S.ではまずありえないことですが、それを含めて次の付記で記します。

## 付記1 取調べ

U.S.ではミランダ権利を放棄しなければ、原則として当局は取調べをしてはいけません。

ミランダ権を放棄すれば、当局は取調べを行い、いわゆる共犯者のことなどをあれこれ提供させて、必要に応じてニセの身分証などを発給して協力者の保護を行うと云われています。

またミランダ権をキープしたまま「司法取引」に応じたなら、弁護士立会いの下、一定の尋問がなされるようです。しかし、設定した議題から外れた質問などの場合には立会い弁護士が「そんな質問に答えるな」と云うばかりか、当日の尋問をストップすることもあると云われています。但し、これは伝聞なので、どの程度のものなのかは私には分りません。

ミランダ権行使の場合は、基本的に当局による取調べはありますと云いません。というのは違法だから)。私が「取調べ」になつたのは数回ありますが、それらは裁判長の指揮によるものです。具体的には、①血液採取(DNA鑑定のため)、毛髪、陰毛のサンプル提供、②(これは3回に分けて相当量やられたけど)筆跡鑑定用サンプル提供、③足紋採取(これは87年のローマ事件で風呂場に足紋が残つていて、それとマッチするかどうか調べるために)といつたものです。これらの際にも弁護士が立会い、余計な質問・会話がなされないように見張つっていました。

## 付記2 拘置所

システムが違うこともあります。拘置所は郡の管理であり、かつ郡の裁判所に隣接というより付随しています。連邦裁判所は独自の拘置所を有していないので、近くの郡拘置所へのあずかりという形になつた。何度も何度も。

## 付記3 T弁護士の奇行

①ジャカルタでもローマでも(否、東京においても) U.S.大使館の位置など知るわけがないのに、しつこく聞いてきただけではありません。ローマ事件に関しても予審で扱う日に私を裁判所へ呼ばず、その上でなおT弁護士の方から「イン・カメラ」(要は、裁判官執務室での会議様式で、仮に通常の法廷であつても「ベンチ」と呼ぶ裁判官席前での法曹人達のヒソヒソ話しでしかも裁判記録には残らないやり方)を要求したのです。多分、私も日本の支援者達もローマでの欠席裁判結果を知らないことを伝え足紋取りに合意したのだと推測しますが、それ以上の協力をしていたかもしれません。(後にJail House Lawyer からこんなのがよく控訴でも使つてたなーと云われました)

②裁判の最終段階で検察側から暴露されたのですが、T弁護士はインドネシア人証人達(全員、検察側証人)に夕食おごったというのです。一体何時のことか、証人達8人の構成(主に警察官らだとと思うけど)も不明ですが、何を目的にそんなことをしたのか、とうよりあえて自らの手足をしばるような行為をしたのかは全く不明。  
③もう一つ重要な点は、(陪審員#1(この人物はフォアマンとなり、陪審員会議をとりしきることになった)がインドネシア語を理解する、これは問題だ)と証人尋問が全て終つてから申し出たこ

とです。もつと前から分つていたはずであり、かつ予備陪審が6名とも皆勤してたので、強く押せばこの人物を除外することも十分ありましたのに、最後の段階で発見したかのように云つただけでした。

④指紋の植え付け（又は転写とも云う）に関して、控訴段階になってからですが私が指摘したところ、そういう話しさは全く知らないと突っぱねていました。ずっと前からある」とと英語の本でも述べられているのに……。公判中でも指紋が出たとたん、もうお手上げという対応でした。」と指紋に関する「不可解な」とが沢山あるのに……。

#### 付記4 陪審裁判の法廷状況

法廷略図は次の略図を参考して欲しいが、この国の裁判員法廷と大きく違う点は、

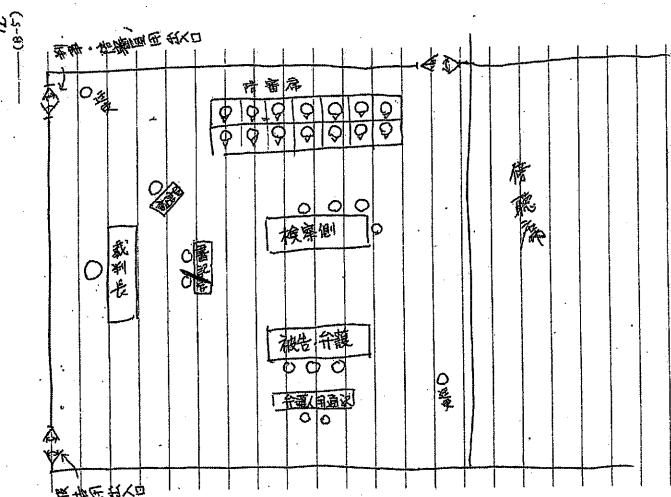
①裁判（長）は1人だけで、弁護士又は検察側からの「異議あり！」などの動議を判断。法的な論議が必要な時は双方を（弁・検）を自席の前（ベンチと云う）へ呼び、そこで小声で論議。論議が長引きそなときは陪審団を退廷させて、ベンチ論議を行う。

②検察側テーブルにはFBI要員なども同席。弁護側テーブルには被告人も同席、これは陪審団と向き合う。

③陪審席は一段高く、予備陪審用含めて14席ある。

④証言台（席）もやや高く、弁護士テーブル方向に向いている。（その脇に通訳席が設けられることがある）。この国では被告席と証言台がすぐ近くにあるが、これは大きく違う。

⑤裁判長は、公判中には陪審団に向かって「今の発言は聞かなかつたことにして下さい」と云うし、最終審議前に様々な説教を行つが、審議そのものは陪審団で論議する。その為にフォア



城崎さんの描いた法廷図

マンという司会役を彼らが選ぶ。一般的に、フォアマンがかなりリーダーシップをとると言われている。

#### 編集部・注

DC (コロンビア特別区、首都ワシントン)

JRA (Japanese Red Army 日本赤軍の略)

パロール (仮釈放の審査などをいう)

マランダ権 (黙秘権など被疑者の権利をいう)

Jail House Lawyer (受刑中に法律知識を学んだ者の意)

## 城崎 勉さんからの通信

2016年3月1日現在、城崎さんは接見禁止が科されており手紙などの交通権は、弁護士としか交わせません。

#### 2015・5・24の手紙から

初めてお便りします。先生方にはお元気のことと存じます。いろいろお世話になりながら、一方的に面会・差入れに甘んじてきましたことをお許し下さい。……私は当時毎月2月に怪我をするというジンクスがありました。'84が最悪で、敵の迫撃弾がすぐ近くに落ち、右膝の上の肉をえぐられるという負傷（仮にあの砲弾の破片が頭に当たつていたら即死だったでしょう）。'86・2に実は眼をやられていました。私は当時のサイダの山手のロケット部隊にいて、シオニストが「作った」安全地帯の北端、ジェズインのシオニスト及びレバノン右翼と対峙していました。そんなある日突然丸岡氏がわがベースにやつきました。ただ遊びに来た、様子を見に来たわけではないのは明白なのに彼はモジモジとして用件を云おうとしませんでした。そこで私は早合点して「JRAの「知人」が日本からやつてくる、そのアテンドを彼がやるが、その際には私は顔を出さないでくれ……」と云いたいのだろうと考えたのです。その為には彼をわが部隊だけではなく最前線一口ケットや重砲部隊は少し後方なのですに連れていって部隊の人間に顔合わせをしておく方が良いだろう。そうすれば数日後に彼が「知人」を伴つてきたならいろんなベースで顔見知りとしてもなされるし、「知人」にとつてみれば丸さん

#### 2015・5・27の手紙から

酒田先生から弁選用紙が送られてきたのですが、城崎としたので送り返された旨ありました。

四十数年前には、地裁、高裁、最高裁とも城崎勉として判決を受けています。私の家族は通常「城崎」と書いていました。しかし戸籍によると城崎となつていてびっくりしています。（最初に目を通しては完全に見逃していました）。笑い話的ですが、崎でダメというのだったら、私は前科なしになるし、城崎も城崎も同じ指紋を持つていて「このことになるな……等と看守氏と笑いました。

11 Freedom for Shirosaki!

## 2015・8・30の手紙から

弁護士諸先生へ

8月27日には拘留理由開示法廷を設定していただき、誠にありがとうございました。

すゞく勇気づけられました。そのくせに幾点もの失敗をしてしまいました。

1) 朝、一応眼鏡をつけていたのです。が、連行に来た職員が「(地下の)待機房は寒いと皆が云っている。シャツ一枚ではなんだからもう一枚上に着た方が良いぞ……」と云うのであえてもう一枚白のTシャツを着たのです。この時に眼鏡をふとんの上に置いて、……

忘れてしまったのです。気がついたのは移送用バスに乗せられてから……うむ、もう遅い！

2) そのくせに、待機房では目を細めながら本を読んだこともあって、法廷では傍聴席に詰めている人々の顔がさっぱり判別できませんでした。それに前列の誰もが「身分証」を肩からかけていたので、「なんじやこの前の席の人々はメディアの人々なのか、それじゃキヨロキヨロしてはおかしいか……」と傍聴席を見渡すのをやめてしまったのです。

3) 加えて、少し前に先生達と面会した時はまだそれほど寒いと

いう感じではなかったのですが、その後から脚（膝）に寒さを感じ出し、その反映か喉もむずがゆくなつて、声もおかしくなつてしましました。

4) その為に、というのは云い逃れですが、「証拠隠滅」云々とい

う拘留理由に反論するのを忘れてしました。「逃亡のおそれ」

云々に対しても簡単に反論した後、三十年近くも前の「事件」について証拠を隠滅しようなどとしても、そもそも少なからぬ友人達が死を圧迫等々、民主主義とほど遠いこの国の政治のあり方をそつくり反映しているとしかいえません。

あつ、そうそう、10・31（土）に「職権不発動通知」（10・29付）が届けられました。事実＝証拠を隠し続けてるのは当局の方であり、だからこそ改めて任意開示を通知してきているのですが、そういう実態を抜きにあたかも私が証拠を隠滅しようとしているかのように云いくるめのあり方にはただただ驚きです。

ちと話しが変わりますが、（拘留施設の）監査委面接が10・26になりました。私は口頭での面接を要望し、それを行いました。左記の5点がポイントです。

1) 私は接見禁止なのだが、刊行物である人民新聞、救援紙、支援連ニュース等が発行主体から受取れず、弁護士先生を経由してしか受取れない（現物、人民新聞、支援連ニュースを呈示）。これはおかしい。（それに、ひよつとしたら発行主体から毎号郵送がなされていて、それらは私の知らない形で領置扱いになつており、へたしたら領置制限オーバーということになつていて可能性すらある。

2) 裁判資料が弁護士先生から郵送で送られてきて、これらも一旦領置廻しとなるため5～7日もかかるて配布ということしばしば、これは裁判妨害行為に等しい（現物一部呈示）。

3) 散髪が2ヶ月に一度となつていて、私はUSの刑務所ではカミソリでそつていたし、顔を洗う時に頭も洗つていた。せめて月に一度にして欲しい。

去しているし、「共犯」なんていらないのだから、そんなおかしな行為をやつたならばむしろ墓穴を掘りかねない、というよりもそんなことをやろうとしてもやれるわけがありません。むしろ、証拠隠しをやつたり、ねつ造しているのは当局の方であり、従つて云うまで

もなくこの拘留は全く不当なのだ……ということを主張しよう考えていたのですが、「逃亡のおそれ」の作り話しに反論しただけで終わりてしましました。（元々と云つてしまえばそれまでですが）さっぱり頭がまわりません。

## 2015・11・1の手紙から

前略 諸先生方にはご健勝のことと存じます。

10・23付の被告側意見書、検察側釈明メモ並びに証明予定事実記載書（3）、証拠調べ請求書そして任意開示（表）を10・30に受取りました。神田局消印は10・26であり、例によつて数日間足止めをくつていたようです。

検察側はUS当局がそうであつたように、「これら三つの事件は一体性を有する」という理由で、DC法廷でやつたように三つの事件の反復立証も辞さないと云わんばかりの対応なのにあきれます。US当局の入れ知恵、猿まねなのでしょうが、これはまさに一事不再理を平然と無視する行為だし、云い換えれば独自の調査・証拠がすごく限られていてDC法廷をなぞるしかないといったことを自供するに等しいことじやないか……と思わざるをえないでしよう。

また、反帝国主義思想に基づく国際テロリズムによる行為だと断定しつつ、じゃ一体そうした組織、人員等は……となると具体的なことは云えない。なんとなく「世界一安全な原発規制」とかなんとか大口を叩くけど、3年、4年も休止していたものを再稼働させ

## 2015・12・13の手紙から

先生との面会時に、「外は温かいよ」ということだったのでも房の窓の通気孔を開いてみたのですが、ちつとも温かくは感じられませんでした。むしろ、あるかなしかの空気の流れではあれ、ちと寒さを感じさせました。なにしろ、わが房は全然陽が当らない上に、房の窓と建物の外側の窓プラス上下のブラインドとの間は約2mあり、その空間に寒気がよどんでいるせいでのうに感じたので

しょう。

そういうえば、子供の頃本家のまといど」（同学年）のところへ遊びに行くとそこでは暖かいのに、我が家では窓を開けたりすれば寒く、こたつに入つて暖をとるのが当たり前でした。我が家は（田舎の基準では）それなりの道路に面していることもあり北向きでしたし、周囲は杉・竹などの林に囲まれていました。本家も杉・竹などに囲まれていたとはいえ、南向きで陽光が入ったことから違いました。又、U.S.の刑務所ならそもそも建物内ではエアコンが効いていますし、晴れて温かいとなれば、運動場へ行つて散歩その他を楽しめたのになあと思つたりもしました。私が入れられていた拘置所では、外の運動場といつても、外から見ればビルの中でしかないけれど、一部分が吹き抜けで太陽光も入る構造で、その広さはバスケットボール・コートの半分よりやや大きいものでした。雨の日でもその吹き抜けの部分を避けねば歩いたり、走り回つたりも可でした。一般囚の場合は朝から夜までずっとそれが可（T.V.もマイクロウエーブも使えた）でしたが、「テロリスト」とレッテルを貼られ、処置上隔離（＝独居）と決められた者は房から出れるのは日に1時間+aかつ8人以下となっていましたし、その1時間+aの間にシャワーを浴びることも日課でした。またその隔離処遇者の人数が少ない時は、+aをかなり永くれたりしました。勿論、その間に他の同囚と会談やゲームは自由。あ、そうそう、この「運動時間」は毎日、つまり土日も祭日もなしでした。刑務所へ移つてからもそうでしたが、むしろ土日祭日は面会可でした。これは囚人に 대해서もそうでしょうが、外部の人の権利尊重という面が大きかつたのだと考えています。（働いている人のほとんどが土日祭が休みなのでから、その人々に家族等との会う機会を保証するのは当たり前だろ！）という風に囚友が云つていました。官庁の都合を第一にす

るということに相変わらず官尊民卑というどこかの國のあり方が如実に示されていると云えるのではないでしようか。

それに関してもう一点、拘置所では一般面会者とはプラスチック越しでしたが、弁護人や特別面会人とはプラスチックなんかなしで、物のやり取りも可でした。又、刑務所では懲罰房者はプラスチック越しでしたが、一般房区の囚人は大広間で面会者と同席し、握手やハグは勿論のことキッスも可でした。もつともそれを良いことに（？）、女性にヤクを持つこさせ、それをコンドームに入れてキッスの際に囚人が吸い取り、面会後に吐き出す、又はトイレで肛門から出すなどして錢もうけをする者もいたようで、実際同じ作業をしていました一人がそれで懲罰、別のムショ送りということもありました。

## 2015・12・20

16日に、インフルエンザの予防接種がありました。ワクチンロット番号は「インフルビケンHA151C」だそうです。連邦刑の医務では、注射針が囚人に盗まれヤクの注射に使われたりしないようにするため、かつH.I.V.の伝染を防止する為、予防接種であれなんであれ、一度使用すると囚人の目の前で使つた針を粉碎器に入れていたのですが、東拘ではそういうことがなされないので「大丈夫なのかな？」と少し不安になりました。爪切りの運動時の使い回しでも、やはり同様の思いです。

その最後の件を含めてかつて監査官に苦情、改善提起をしたのですが、その回答が同じ16日にありました。私の提起に対し、全ての項目で「希望を述べたものであるから不決定」という回答でした。でも、「却下」とは云わざ「不決定」というのは一体どういう意味だ、単なる「まかし回答かと思わざるをえませんでした。

「その昔、70年代に東拘／府中刑務所に入つていた時には、12月初めになれば手・足にシモヤケができるのですが、この冬は別に

エアコンが入つてないわけでもないのにできないのは、コーヒーを

飲めるのとお茶用のサーモがあるせいかな」と思つていました。そうしたところ足指の腹にグリグリした物ができたので医務に診てもらつたところ、「これはシモヤケの初期症状だよ」と云われびっくり。U.S.の刑務所などでは靴の中に小さな石粒や木片などの固型物が入つて、足指の腹や足の裏にグリグリした物を生じたのですが、それはすぐに治つた。けど何日経つても治らないので診てもらつたのです。まさかそれがシモヤケ症状とは思いもしませんでした。というのも、シモヤケならば湿つた時むずがくなるはずなのに、それがかきたてており、そのような事件に人々が気を配ることも限られていることを計算したかのように、国家による殺人事件が2件実行された。しかもそのうちの一人は裁判員裁判以降初の死刑囚への執行であったとか。

があるう。

2016・1・24

72・5・30というと、俗に云う日本三青年によるテルアビブ空港襲撃事件で日本赤軍（関係者）はこれをリッダ闘争と云っています。というのはテルアビブ空港というけど、それが在るのは近くの町（村）であつて、その地名はヘブライ語や英語では Lod と云い、アラブ語では Lidda と云うからだというのが J.R.A の主張だからです。

私もかなりの期間そうした主張を信じ、リッダと云つていました。大阪空港というけれどそれが在るのは伊丹のようなものだし、アラブの人々もマタール（＝空港）・×××（×××を私はリッダだとばかり思いこんでいました、なんとなく発音が違うみたいだけど、なにしろ R と L の区別——聞き分け——ができないのだから、その程度の違いと思つていたのです）

それがとんでもない間違い、思い込みであつたことが85年の5月末に明らかになつたのです。パレスチナ革命（やレバノン左派勢力）は情勢が緊迫した時や最前線では毎夜合言葉をえて用います。一番多かったのは山、川、海、木などですが、ある時「Ledd」が用いらされました。しかし既述のように R と L の聞き分けができない私は Red だと思い、なんで英語の赤がその夜の合言葉なのだと不思議に思いながらも、その夜は誰何されれば Red と応えていました。その翌朝、英語の良くできるパレスチナ青年に、一体なんで英語の赤が合言葉だったのかと尋ねました。その同志はびっくりした顔で「あれは Red ではなく Lidd だよ」と云つたのです。で、なんじゃねそれはと問うたところ、「コゾモト（コーザー・オカモトのこと）等がやつた英雄的作戦があつただろう、あれを『アマリヤート（作

新聞では裁判員経験者の心的負担（P.T.S.D.）を云々している。殺人行為の片棒をかつがされている刑務官のそれも相當に重いもの

戦)・マタール(空港)・Ledd」と云うんだぜ。知らんかったのか?」

それで、Liddaとばかり思いこんでいたことの誤りを識らざるをえませんでした。同時に、「パレスチナ・アラブの友」を自称し自己批判を指導性の柱とする」を掲げている日本赤軍がパレスチナの地名を全く違つて発音し、かつそれを自己批判して改めることもしていきませんことに、改めて驚かざるをえませんでした。

改めてというのは、レバノンへ着いてまだそれほど経つていなかつた'78・5にシオニストがレバノン南部に侵略しました。パレスチナ側が南部の至るところからパレスチナ占領地(いわゆる「イスラエル」)の北部に至る入植地等に砲撃を加えるのを阻止するというのがシオニストの口実でした。これによつて5~8キロ程パレスチナ革命は北方へと追い上げられました。これによって失つた地帯はレバノンのクリスチヤン右派がシオニストの指導下で活動展開するようになつたのです。これはパレスチナ人の友にとつては大変なことである筈なのに、日本赤軍にはほとんど緊張した空氣はありませんでした。(パレスチナ革命の指導部もそれほど大きな問題ととらえていません)元に戻る形になりますが、それ以降私はリッダという言葉を用いなかつたのかもしれません、それは私にはわかりません)

その5・30闘争に関して少し付け加えると、赤軍派がつくられた後、赤軍派は「党—中央軍—革命戦線」と主張していました。が、

実際には革命戦線に集まってきた人々(学生)を中心軍へとほぼ強制的に「徴兵」していました。私自身、ほぼ無理矢理に中央軍へと引っ張られた人間の一人です。が、これは実は自分達の大衆基盤を失くすに等しい行為でした。そういう苦い過去を背負つていたので、

奥平氏等が世界革命を叫んだとしてもパレスチナ革命に相手にされず、そこに何らかの足場を築く必要があると考え、その第一歩として5・30闘争に加わったと私は推測しています。また、それ以後も、日本赤軍はPFLP(の対外作戦部長であるワディ・ハッダード)と幾つかの作戦を開きました。PFLP本体がそうした作戦を否定するようになつてからも。つまりは、パレスチナの大衆の心を掴もう(支持を得よう)とするなら、そうした作戦ではなくレバノン内でのゲリラ戦か医療などの人民支援の活動へと転換すべきだったにもかかわらず、日本赤軍の方は日本向けの活動へと軸足を動かした程度で、パレスチナ革命支援はおざなりに的になつっていたのです。5・30闘争がなぜあのような形で闘われざるをえなかつたのか、という原点に立ち返ることもしていかつたようです。

すごく舌足らずですが、私が日本赤軍に入らなかつたことの理解の一助になれば幸いです。



## 弁護側予定主張記載書

### 予定主張記載書

2015年10月7日

弁護人	川 村 理
同	上 杉 崇 子
同	酒 田 芳 人

東京地方裁判所刑事11部 御中

上記被告人に対する殺人未遂、偽造有印公文書行使被告事件について、弁護人の予定主張は次のとおりである。

1 殺人未遂罪、偽造公文書行使罪のいずれについても無罪である。

(1) 被告人は、1986年5月14日発生の殺人未遂事件の共謀にも実行にも関与していない。また、被告人が、1986年5月7日にプレジデントホテルにて偽造旅券を使用した事実も、同日、ナショナル・カー・レンタルにて偽造旅券を使用した事実(各偽造有印公文書行使事件)もない。

2 殺人の実行の着手に該当する事実はない。

本件殺人未遂罪の公訴事実は、金属製砲弾型爆発物2個の発射との事実自体のみから大使館職員らに対する殺人の実行の着手があつたとしている。しかしながら、本件金属製砲弾型爆発物は、2個中2個とも不発に終わつたものであり、その設計や製造方法は極めて粗雑であつたというべきであるから、かかる欠陥品の発射により、殺人の実行の着手があつたとはいふことはできない。

3 その他の主張

(1) 被告人は、1996年に米国FBIに身柄を拘束され、その後、ジャカルタ事件により米国で訴追され、同国連邦裁判所において、有罪の判決を受けて服役し、その服役を終えて帰国したとこ

る、わが国においても、さらにジャカルタ事件にて公判を請求された。

かかる公判請求は、「同一の犯罪について重ねて刑事上の責任を問われない」と規定する憲法39条の趣旨に反するというべきであ

り、かかる事情を考慮しないことは許されない。

(2) 本件は既にその発生から30年近く経過している。にもかかわらずなされた本件公訴は、被告人が国外にいたことによる公訴時効の停止によるものである。

しかしながら、被告人は、海外に服役していたが故に自由には帰国できなかつたのであり、かかる事情を考慮しないことは許されない。

以上

#### 予定主張記載書（2）

2015年12月24日  
被 告 人 城 崎 勉  
弁護人 川 村 理

同 上 杉 崇 子  
酒 田 芳 人

東京地方裁判所刑事11部 御中

(3) 本件事件発生当日も、被告人は、PFLPの活動のためレバノン国のベカーハ高原にいた。

(4) 被告人は、1986年2月末ころ、滯在中のレバノン国で眼を負傷した。同負傷により、その後3、4か月は視界がぼやけた状態になり、日常生活に不便を感じていた。

(5) 被告人が、レバノン国で、眼の負傷により日常生活に不便を感じていた時期は、本件事件発生時期に重なる。当時、被告人は、眼の異常についてレバノン国で複数の知人に話をしており、本件事件発生当日を含めた期間の被告人の様子を記憶している人物が、現在もレバノン国にいる。

以上

## でつち上げ、一事不再理違反の不当裁判 城崎さんは無実

同志社大学大学院教授・京都地裁民事6部で地位確認係争中 浅野 健一

#### \*30年前のインドネシアは米日の傀儡軍事政権下

私は1989年2月から92年7月まで共同通信ジャカルタ支局長を務めた。インドネシアのことはほとんど知らずに赴任したが、3年半の取材で多くのことを学んだ。特派員の経験については『出国命令 インドネシア取材1200日』（日本評論社）と『日本は世界の敵になる』（三一書房）に書いたが、スハルト軍事政権（1967～1998年）は92年4月、私の記者ビザを更新せず、国外追放処分とした。その背景には在インドネシア日本大使館の存在があつた。当時の枝村純郎・駐インドネシア大使（その後、駐ロシア大使・大和総研顧問・住友商事顧問を歴任）が、私をインドネシアから追放してほしいとスハルト政権に要請したのだ。

ジャカルタを離れる数日前の夜、インドネシアのアリ・アラタス外相（1988～1999年）が私を自宅に招いてくれた。外相は「私たちはあなたを愛しています。我が国でいい仕事をしてくれました。しかし日本政府があなたを追放しろ、記者ビザを更新するなどいうのでそうせざるを得なかつた」と率直に話してくれた。

城崎勉さんが米日の捜査当局からallege（言いがかりをつけられている）事件は私の赴任の3年前のことだ。当時はCIAがスカルノ大統領を失脚させて、國軍の序列でいえばトップテンにも入つてもいなかつた無名のスハルト大佐を大統領に担いで誕生した反共

軍事政権の時代だった。インドネシアの権益は、自民党の岸人脈が仕切っていた。日本は最大の政府開発援助（ODA）と民間投資をインドネシアに投入してスハルト体制を維持し、賄賂や利益が日本にキックバックされる仕組みを作っていた。

現在の日本も同じだが、インドネシアには司法の独立もなかつた。金品を与えるなどの利益誘導でたやすく証拠や目撃証言を得ることができたはずだ。日米の治安当局がやり放題だったと思われる。

城崎さんはジャカルタ事件の容疑でFBIにネバールで逮捕され、米国へ連行されたが、米当局の逮捕・起訴の根拠となつた証拠は捏造された疑いが強い。城崎さんを見たというホテル従業員やレンタカー会社の社員の証言も誘導されたのではないか。

日本の治安・公安当局が捜査を仕切っていると思われ、城崎さんを犯人と決め付けて、証拠や証言とされたものを収集したのではないか。

城崎さんは30年前にインドネシアで起きた日本大使館などへの砲弾発射事件で、米国18年間刑務所で服役して強制送還された。

城崎さんの裁判員裁判が東京地裁刑事11部（裁判長・辻川靖夫、右陪席・三上孝浩、左陪席・堀内健太郎の各裁判官）で始まる。

この裁判には、客観的証拠の有無、けが人も出でていないのに殺人

上記被告人に対する殺人未遂、偽造有印公文書行使被告事件について、弁護人の予定主張は次のとおりである。

1 被告人にはアリバイがある

(1) 被告人は、1986年5月14日、起訴状記載のブレジデントホテル827号室にいなかつた。

(2) 被告人は、本件事件発生以前から、PFLP（パレスチナ解放人民戦線）の活動を担つており、レバノン国に滞在し活動をしていた。PFLPは、PLO（パレスチナ解放機構）の傘下組織である。

未遂罪を適用できるのか、同じ事件で二度裁くことを禁じた「一事不再理の原則」(憲法39条)に違反しないか—など多くの疑問がある。裁判官、裁判員はマスメディア報道で被告人に対し「日本赤軍」メンバーという予断と偏見を抱いており、適切な裁判が可能だろうか。

#### \* 地元当局を操作可能だった

1986年5月14日、ジャカルタ中心部にあるプレジデントホテルの827号室から、道路の反対側にある日本大使館に手製の金属製砲弾2個が発射された。不発で人がはなかつた。同室に宿泊していたとされる人物は「菊池俊介」名義の偽造旅券を使っていた。同じ時刻に、市内の米大使館にも同じ型の砲弾が発射され、カナダ大使館前の車が爆破された。ジャカルタ警視庁と日米の捜査当局はこの三事件を「ジャカルタ事件」と呼び、同一犯行と見ていた。

この事件で、ジャカルタ警視庁は同年6月20日、地元警察が日本の警察庁の鑑定報告に基づき、ホテル客室に残っていた飲料水の缶とランプから採取した指紋2個が城崎さんと一致し、ホテル従業員らが「似ている」と証言したとして、城崎さんを特定。城崎さんは赤軍派の事件で服役中の77年、「ダッカ事件」の超法規的措置で釈放されていたため、同月21日の地元紙は『ジャカルタのロケット事件は赤軍の犯行』(『コンパス紙』)などと大きく報じた。

城崎さんは府中刑務所に服役中の77年、「ダッカ事件」の超法規的措置で釈放されていた。

城崎さんは96年にネパールで米連邦捜査局に拘束され、米連邦裁判所で30年の刑を受け、18年間刑務所で服役した後、15年1月刑期を短縮され釈放され、成田空港に帰国した2月、警視庁に日本大使館事件で逮捕された。起訴状によると、城崎さんは「氏名不詳者と共に謀

住居を有せず、事案の性質および犯行態様からすると罪証隠滅のおそれがある。以上に加えて、身上関係、逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある」として勾留は正当と説明した。

弁護側は「爆発物は不発で、殺人の着手があつたとはいえない。被告人は同一の事件で米国において訴追されていて、日本でも公判請求されることは一事不再理を禁じた憲法に違反している。実行の着手もなく、砲弾は2個とも不発だつた。海外で服役していて自由に帰国できない場合、時効の停止は適用されない。裁判員裁判を前提とした連日開廷に反対する」などと意見を述べた。

城崎さんは「まず、とんでもない間違いがある」と指摘し、次のように意見陳述した。

「米国の刑務所から出るとき、(北陸に住む)母親の家に戻るという合意で釈放されたのだから、住所不定ということにはならない。だから逃亡の恐れということにもならない」

「私が86年にやつたと言われているが、その当時は私は77年のダッカ事件で釈放された件で92年まで手配されていた。92年になって、この事件で放火未遂での手配になつた、もし本当に当局が私の指紋だと言う確信を持っていたなら、そんなバカなことは無い。つまり、私の犯罪であるという風に断定した時点では、当然、その手配をしていいはずである。さらに、放火未遂は、ここに来てなくなつた」

「いまは殺人未遂と公文書偽造ということになつていて。日本に着く直前に、殺人未遂で手配が出たと言われた、私はびっくりした。当局が私の行為だと思っていたら、逮捕状が出ていて当然である。なぜそれをしなかつたのか。当局の怠慢と言つても良いし、私の無罪の実証ということにもなつたはず」

の上」、砲弾2個を発射したとしている。着弾したが不発で、死傷者はなかつた。殺人未遂事件になつたため、裁判員裁判になつた。実行犯はホテルに長期滞在しているのに、他に指紋が残つていなければあまりにも不自然だ。従業員の証言は誘導に基づくのではない。共謀者がいると言うが、被告人が共謀共同正犯か実行共同正犯かも明らかにされていない。氏名不詳者の人数、共謀の日時、場所もわからない。

同部は証明予定事実記載書で、「本件は、反帝国主義を標榜する思想に基づく国際テロリスト組織による犯行である」と指摘し、有罪の根拠を「被告人は、反帝国主義を標榜する思想を有していた」と書いている。帝国主義に反対する市民は「テロリスト」という危険思想だ。

当時のインドネシアは親米・反共のスハルト軍事政権が最も強力な時期で、日本の政府開発援助(ODA)で国家財政を支えていた。日本統制下にあつた大使館には警察庁キャリアが一等書記官として駐在しており、地元捜査機関を自由に操れたと思われる。

城崎さんの勾留理由開示公判が15年8月27日、東京地裁430号法廷(有賀貞博裁判官)で行われた。私は『共同通信』ジャカルタ支局長だったこともあり、城崎さんの裁判が偏見を排した適正手続きに従つて公正に進むよう願つて、公判を傍聴したいと思い、裁判所に行つたが傍聴券入手することができなかつた。弁護団や新聞記者から話を聞いて、「週刊金曜日」9月4日号に記事を書いた。この記事で、城崎さんのことを「元日本赤軍メンバー」と誤つて書いてしまつた。お詫びして訂正したい。

川村理弁護士によると、公判の冒頭で、記者クラブによるビデオ撮影があつた。有賀裁判官は「一件記録から相当な理由がある。

「86年には、裁判員裁判などというものはなかつた。当てこすり的に利用しているに過ぎない。米国ではあり得ない。全然、よりもしなかつた法律で、裁判をするということ 자체がおかしいことではないかと思います」

地裁はこの公判を、傍聴席が20しかない最も狭い法廷で開いた。悪名高い特別警備法廷だ。傍聴席の10席は司法記者クラブに提供したため、一般傍聴は10席しかなかつた。傍聴希望者は77人。映画監督の足立正生さんら支援者9人が傍聴券を求めたが、全員くじで外れた。裁判官は記者クラブ記者に冒頭撮影(代表取材)を認めていたのだから、この事件に社会的関心が高いことを知つていたことになる。しかも、地裁4階の他の法廷はがらがらで、敢えてこの公判で最小の法廷を指定するのは裁判の公開の原則に反するのではないか。

酒田芳人弁護士は公判で「傍聴席の半数がマスコミ記者で、開示手続きが違法だ」と述べた。川村弁護士は「傍聴席に被告人の知人、支援者は一人もおらず、まるで記者会見をしているようだつた」と指摘した。

法廷の廊下には鉄製フェンスが二つ設置され、警備員約20人が廊下にたむろしていた。

私は8月28日、地裁総務部広報課に「警備員は何人いたか」「クラブのカメラ撮影を認めたのは、市民の関心が強いという判断からではないか。なぜ最小の法廷を選んだのか」などと質問した。

広報課の広報係長は31日午後、電話で「裁判所としての見解」として、「警備員数は警備上の理由からお答えしかねる。冒頭撮影はクラブから申請があつた。法廷の決定や、当日の法廷の混みぐあいについては、お答えしかねる」と回答した。

地裁は城崎さんの接見を禁止しており、きょうだいとの面会も証拠隠滅の恐れがあるとして認められなかつたと。裁判所に用意された記者席で取材したはずの朝日、読売はこの公判を記事にしなかつた。逮捕時に当局発表をそのまま報じておきながら、逮捕・起訴された側の言い分が初めて聞けた裁判を伝えないのは、ジャーナリズムの原則に反する。

## 安部謙一氏のオフィシャル・ウェブから

安部謙一氏は、府中刑務所で城崎さんと同じ時期に収監されており、工場も一緒のようでした。御存知の方も多いと思いますが、安部氏の書いた「堀の中の懲りない面々」（文芸春秋刊）に獄中の城崎さんの様子が親しみを込めて書かれています。

現在は病気療養中とのことで、「面会にも行けませんが、よろしくお伝えください。」とのメッセージを頂いています。

安部謙一 OFFICIAL WEB 「大人気ないオトナ」・コラム『あんばんたんな日々』 106回 (2009・3・22) „革命家“より転載

若松孝二監督の「実録・連合赤軍」という長い映画を見た。

ラストに、あさま山荘に立て籠もつて警察に打ち込まれた催涙ガスに、涙で目を赤くしながら、ライフルを握り締めた少年が、「俺

たちは勇気が無かつたんだ」と絶叫するシーンがある。

なぜ、総括という名のリンチ殺人をおこなうリーダー森恒夫と永田洋子に、革命を志す若者は抗えなかつたのか。少年は無為に殺された、何人の仲間の凄惨な死（その中には少年の兄もいた）を見てきた。

警官隊に十重二十重に包囲され、放水でグチャグチャになつた山荘の中で、この期に及んで決意表明をし、異議ナシを繰り返す他の四人の兵士たちに、当時16歳だった少年が何度も叫ぶのだ。

このシーンに若松孝二の想いが籠もつていると、俺は思った。

俺は大学も行かなかつたし、1960年～1970年代は渡世の真っ只中で、学生運動や安保闘争とは無縁の世界に生きていた。当時まだポルノを撮っていた若松孝二監督の事務所は、俺がやつてい

た「サウサリト」というレストランが入つていた青山のビルの上の階にあつた。付き合いは無かつたが、知らぬ仲ではない。

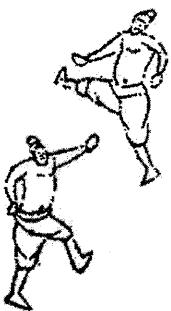
連合赤軍の兵士の城崎勉とは、1975年から府中刑務所の北部第五工場の役席（エキセキ）が隣りで、よく話をした。刑務所のアソケートで、用紙の職業欄に城崎が「革命家」と書いたのが忘れられない。

城崎は板にダボ穴を開ける「ボーリングマシン」、俺はその隣りで「リップソー」という機械で材木を縦に挽く作業をしていた。城崎は人柄のいい眞面目な青年で、ゴロツキだった俺に「とにかく日本は、全ての権力を一旦全部破壊して造り直さなければいけません。それが革命というもので、自分は一生をそれに捧げます」と、真ん丸の眼鏡の奥にある綺麗に澄んだ瞳を輝かせて語ったのだ。

そして、懲役十年の刑期がまだ五年も残つていた1977年の夏に突然「痔の手術がしたいので、アベさん医務の順番を繰り上げられないでしようか？」と城崎が俺に訊いてきた。これは懲役の常識ではない。「夏に手術をすると膿む危険がある。刑務所の医者なんかいい加減なんだ。痛みが非道くて耐えられないならともかく、そういうやないのなら冬まで待て。どうせまだ嫌になるほど此処にいなきやならないんだから」と俺が言つたら、城崎は、「いえ、急いでいるんです」と言って、俺の目を真剣な表情で覗いた。

何か事情があると思って、俺は手術の順番に城崎を割り込ませた。二週間ほどして元気に工場に戻つて来た城崎に、俺が「見せろ」と言つたら、獄衣のズボンをズり下げる綺麗なピンクの尻の穴をみせると、「お陰さまで、すっかり良くなりました」と城崎は嬉しそう

足立昌勝関東学院大学名誉教授は「米国で服役したのと同一事件で、起訴するのは、同じ事件で二度裁くことを禁じた『一事不再理の原則』（憲法三九条）に違反する。また、裁判員裁判を適用するのは不当だ。また、米刑務所にて、日本に帰国できる状況になかつたのに、時効停止を認めたのも不当だ。指紋採取の作為の可能性など、検察の捜査の問題もある」と話している。



# 「ジャカルタ事件」後の「1996年」について

人権と報道・連絡会事務局長

山際 永二

## よど号・田中氏と同じ年

城崎勉氏がネパールの地で逮捕された1996年は、私にとって特に記憶に残る年である。それは、「よど号事件」の一員・田中義三氏がカンボジアで同じようく逮捕されたのが1996年で、田中氏は偽100ドル紙幣使用容疑でタイにおいて裁判にかけられ、田中氏の元友人たちなどが支援に立ち上がった。その際に私は、田中氏の指紋証拠に対する反対鑑定を行ない、運良く無罪を勝ち取ることができた。城崎氏も田中氏も、傍若無人人なアメリカの警察により逮捕されている。

## 古い事件の理不尽な裁判

ジャカルタ事件そのものは1986年のことだ。30年前ということがある。そんな古い事件について、きちんと証拠に基づく裁判が可能なのか。普通であれば時効だし、証人の記憶もあやふやになっているに決まっている。第一同じ事件につきアメリカで裁判が行なわれ、城崎氏は服役もすませたというのだから、それをまた日本でやろうというのだから、理不尽と言うしかない。

一事不再理の法理はどこにいつてしまつたのか。日本刑法第5条（外国判決の効力）があるというが、そもそも「国際化」といわれる今日、第5条は見直しの対象になるべきであつて、ネパールで逮

捕され、アメリカにもつていかれて裁判ということが、不思議すぎる。アメリカがイラクの人を、グアンタナモにもつていって拷問するのと同じで、人権侵害も甚だしい、こんなことがまかり通つていること自体酷すぎるのだ。

## 証拠の指紋

城崎勉氏の身柄が2015年2月にアメリカから日本に移送される少し前に、日本において改めて指紋鑑定が行なわれたとのことだが、それは、「ジャカルタ事件」発生の1986年当時、すでに東京で行なわれた指紋鑑定と同じことだし、アメリカで城崎氏が裁判にかけられる時に行なわれた指紋に関する鑑定・証言等と全く同じ内容であり、いわば、だめ押し、または、屋上屋を重ねる、焼き直しの証拠だと言える。30年になんなんとする長期にわたつて、何故同じことを繰り返すのか？

それしか、証拠は無いから、指紋の件を使うとしか考えられない。そもそもジャカルタ事件の直後に、日本大使館を経由して遺留指紋なるものが日本警察に送られ、その中の2箇だけが城崎氏の指紋であるとする鑑定結果が出ているわけだが、それがどのような経緯により、真正な適正手続きを経て結論づけられたものなのかという点は全く明らかになつていてない。むしろ、これまた適正であつたか

## どうか、はなはだ疑わしいアメリカでの裁判が先行しているだけに、

その結果を跡づけるだけの捜査、つまり同じ内容を繰り返しているだけのように考えられる。

グローバル時代、アメリカ警察を筆頭にして世界の警察・司法組織は一体だといふのであれば、すでに服役を終えた城崎氏は、ただちに釈放されるべきだ。

## 田中義三氏の場合

「よど号事件」の田中義三氏が、1996年タイで起訴された裁判の場合には、当時カンボジアで、田中氏とその仕事仲間が共同で事務所を持つており、アメリカの警察の令状なしの捜索により、机引き出しの中から偽100ドル紙幣123枚が発見されたことになつており、そのうちの、1枚のみに田中氏の指紋が残されていたというアメリカ警察の主張（証拠提出）だった。どうしてカンボジアの事件がタイで起訴されたのか、多分二国間協定があるという建前だろう。当時偽100ドル紙幣が真札と同じように出回っていたというタイ国の偽札使用事件関係者の知人の知人ということで、田中氏はタイで起訴された。

だがタイの裁判所は、アメリカ警察の指紋証拠につき、その証拠価値を認めず、田中氏は無罪となつた。タイの裁判所では、法廷の正面に国王の写真が掲げてあって裁判長も検察官も古風な黒服を着ているが、審理は非常にフェアで、裁判長は弁護側の主張にもよく耳を傾けてくれた。1970年代に出来たタイの新憲法は、非常によくできた民主主義的なもので、田中氏の裁判は結果としては公正なものだつた。

## 指紋証拠のインチキ

私は、田中氏の裁判で、弁護側の鑑定人となり、指紋の偽造可能性を示した。つまり、田中氏が取られた指紋票の一部が、そつくりそのまま紙幣に転写されていたのである。

指紋票の画像をパソコンに取り込み、同じ大きさにして、インクジェットプリンターのインクタンクに人間の汗の成分（人工皮膚分泌物として、水／食塩／グリセリン＝94／1／5の重量比）を入れて印刷すると、肉眼ではわからないが、通常の指紋検出方法で指紋が現れる。

田中氏の場合、指紋票の指紋の外側にわずかではあつたがファイルに綴じ込むためのパンチの穴が引っかかつており、その円弧が紙幣の方にも転写されていたため、指紋の偽造は確実と証明できた。

しかも、紙幣の指紋と指紋票の指紋は全く完全に重合した。これも偽造の証明になつた。指紋といふものは、少しの力の入れ具合や力の方向により歪むのが当然なのである。テレビドラマなどで、2つの指紋が完全に重ね合わされる場面があるが、あれは実際ではない。指紋画像をパソコンで大きく拡大し、特徴的な1点を選んで2つの指紋を重合させようとしても、最初に合せた1点の周辺は合致するが、離れたところではだんだんずれてくるのが通常であり、完全に重合することはないとある。

## 指紋の「一致」は絶対ではない

よく、人の指紋は「万人不同・終生不变」であり、一致または不一致の鑑定が行なわれてきたが、これも絶対とは言えないものである。今後ますます偽造技術も発達するであろう。

指紋は、指という柔らかい弾力のある皮膚の皺であるだけに、指

紋画像の完全な一致（完全な重合）はあり得ないのである。指と物体との接触の際の、ちょっとした力の入れ具合で、指紋は歪む。遺留指紋の線の形状・太さ・潰れ具合などから、その指紋が付着する際に指と物体とのあいだに、どれだけの押圧力が加わったかを分析して、指紋証拠の信用性が争われた「鹿児島老夫婦殺人強盗事件」（2009年）の裁判員裁判において、無罪判決が出ている（指紋鑑定人・斎藤保氏著「指紋鑑定」現代人文社P.218～239）。

指紋の画像がさまざまな要因により歪み、重合するかどうかに頼ることはできないがために、指紋が円弧状に渦を巻いているとか馬蹄形に流れているとか、線の切れ目とかYの字に合流しているところなど特徴点を探し、その特徴点の一致が12カ所あれば同一の指紋であるとの判断が出ることになっている。外国では16カ所の特徴点一致をもって同一と判断する国もあり、基準はさまざまなのである。

スマホで暗証番号の代わりに指紋を使う指紋認証というのがあるが、それを誤魔化す技術がどんどん発達して、いまや危険になつているという。銀行のATMで「生体認証」というのがあるが、あれは手の細い血管の形を読み取る技術であり、指紋ではない。

## 1996年の情況

城崎氏がネパールで逮捕された1996年は、私が弁護側鑑定人として関わった田中義三氏がカンボジアで、アメリカのSS（財務省シーケレット・サービス）警察に逮捕されたのと同じ年である。なぜ財務省警察なのかといふと、SSはアメリカの象徴としてのドル紙幣とアメリカ大統領を守るための組織だというのだ。城崎氏の場合はFBIだが、似たようなものだ。

その頃アメリカは、アジア各国に自国の警察官を公然と配置し、

も証拠価値を否定され、田中氏は無罪となり日本に移送された。

以上、アメリカ警察が関与した、特に1980年・90年代の事件の適正手続き無視、捜査の粗雑さ、人権侵害は、非常に顕著である

# 一事不再理の原則と城崎事件

関東学院大学名誉教授

足立 昌勝

## 1 一事不再理の原則とは何か

日本国憲法39条は、次のように規定し、一事不再理の原則の採用を宣言している。

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

一事不再理の原則とは、刑事案件の裁判で判決が確定した場合は、その事件について、改めて、裁判にかけられる事はないといふ刑事訴訟法上の原則である。この原則は、日本の主権が及ぶ範囲で適用されるけれども、外国での判決が確定した場合に、日本国内でこの原則は適用すべきかについては、種々議論が存在する所である。基本的には、日本の国内法においては、他国の裁判所で無罪が確定している事件を日本で訴追することは一事不再理の範囲に含まれず、あくまで日本の裁判所において無罪が確定していることが必

一応それぞれの国と協力関係を結ぶとしながら、実際は当該国の人権に関わる捜査行為を独自に行なつていた。田中氏のケースでもタイ人容疑者の住居に令状無しで、ピストルを振りかざして押し入りトイレのコンクリートを破壊して証拠物を押収するなど驚くべき行為を重ねていた。また、偽ドル紙幣関係共犯者の情報を取るために、タイ市民の身体に無理矢理無線機を取り付けてターティゲットに近寄り会話を録音したり、拳銃の果てに関係者の車に偽ドル紙幣の束を投げ込むなど強引な検査を行ない、バックデータで作った書類でタイ警察の協力のもとで捜査したかのごとく辻褄を合わせていた。

田中氏の共犯とされた人は、タイ国内のわけのわからない場所に監禁され、アメリカ警察により身体に電気を流されて、神経を侵され、酷い後遺症に悩まされていた。アメリカ警察がアジアで、そのような拷問までやつていることを、多くの人は信じられないだろうが、事実である。

こうしたアメリカのやりかたは、アジアのどこかで印刷されている偽ドル紙幣が、経済に与える不当な影響を阻止するために、二国間で協力関係を作るという建前で強行されていた。

ベトナム戦争で敗北し撤退したかにみえたが、その後アメリカはアジアにおいて、まさに世界の警察官の役割を露骨に実行しているのが真相である。城崎氏に対する逮捕が、田中氏の逮捕と同じ年であることは、決して偶然ではない。

田中氏の場合も逮捕されたあと、アメリカの警察は、盛んに身柄をアメリカ本国に移送して、アメリカで裁判を行なうと脅迫していた。だが田中氏のケースは、タイ人の共犯者が多く、田中氏を有罪に持ち込まれたためには、共犯者の供述が必要であつたためもあり、タイでの裁判に落ち着き、わずか1枚の紙幣に1箇だけ付着していたという指紋

要である。日本の裁判所で無罪が確定している事件を他国で訴追することについても、当該国が同様の立場を取つていれば、同様である。これについては、刑法5条が「外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。」と規定している。この前段の規定は、一事不再理の原則は外国判決には及ばないことを明言したものであるが、後段の規定で、二重処罰を防止するために、外国で刑の執行が行われた場合には、国内裁判で言い渡された刑の一部または全部を免除しなければならないことを認めた。これは、外国で刑の一部が執行された時には国内での執行も一部免除し、外国で刑の全部が執行された時は国内での執行は免除されることを規定しているのである。

では、国をまたがる犯罪あるいは国際的な犯罪の場合には、一事

不再理の原則は適用されるのであらうか。

1998年7月17日に採択され、4年後の2002年7月1日に

発効した国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC規程）は、一事不再理の原則を採用し、次のように規定している。

## 20条 一事不再理

- いかなる者も、この規程に定める場合を除くほか、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた犯罪の基礎を構成する行為について裁判所によって裁判されることはない。
- いかなる者も、自己が裁判所によって既に有罪又は無罪の判決を受けた第5条に規定する犯罪について他の裁判所によつて裁判されることはない。
- 第6条から第8条までの規定によつても禁止されている行為について他の裁判所によつて裁判されいかなる者も、当該他の裁判所における手続が次のようなものであった場合でない限り、同一の行為について裁判所によつて裁判されることはない。

（a）裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任から当該者を免れさせるためのものであった場合  
（b）国際法の認める適正な手続の規範に従つて独立して又は公平に行わねず、かつ、その時の状況において当該者を裁判に付する意図に反するような態様で行われた場合

このように国際的な犯罪の場合であつても、ICC規程が適用される犯罪すなわち集団殺害犯罪（ジエノサイド）、人道に対する罪、たものが共謀に当たるので、この図式は、共謀においても当てはまるのである。

日本の最高裁判所で、殺人罪で無罪が確定したということは、これらすべての一貫した行為が評価の対象とされたのであり、その無罪は、共謀（決意）にも及ばなければならない。

しかし、アメリカの裁判所は、アメリカの刑法では、殺人罪と殺人共謀罪が異なるたつた犯罪（構成要件が別）であることを理由として殺人共謀罪については裁判を経ていないとしたのである。これは、全く形式的な論理であり、承服できるものではない。本来裁かれるべきは、そのような殺人行為と共謀罪を別犯罪と構成している法体系そのものであったはずである。しかし、アメリカのことであるので、弁護人がそこを争点としたか否かについては不明である。このような重要な論点についての法的評価を行わずに、裁判所は、法形式における別犯罪を理由として、殺人共謀罪への確定判決の適用を排除してしまった。

もし、日本でも、共謀罪を独立処罰する法律が制定された場合は、同じような問題が起こることは目に見えている。このような不合理を許さないためにも、共謀罪の制定には断固として反対しなければならない。

戦争犯罪及び侵略犯罪については、一事不再理が原則として認められている。

## 2 口ス疑惑と一事不再理

1981年と1982年に発生したいわゆる口ス疑惑事件について、犯人とされた三浦和義さんに対し、東京地方裁判所は、1987年8月7日、「動機を始めとした様々な状況証拠から、氏名不詳者と殺人の共謀をした」として無期懲役の判決を言い渡した。これに対し、三浦さんは直ちに控訴した。それを受けた東京高等裁判所は、1998年7月1日、「グリーンの車で来た2人組に襲われたが現場で確認された白い車に全く気づかなかつた」という主張は虚偽供述の可能性が高いとしたが、実行犯が特定できていないことから証拠不十分を理由とし、無罪判決を言い渡した。検察は最高裁判所に上告したが、2003年3月5日、最高裁判所は、三浦さんに對し、無罪を言い渡し、銃撃事件については、日本国内では、三浦さんの無罪が確定した。

ところが、三浦さんは、米国自治領である北マリアナ諸島サイパン島に行つた際、2008年2月22日に、ロサンゼルス市警察の警官に殺人容疑で逮捕された。これは、アメリカでは、「口ス疑惑」事件の捜査が継続されており、その一環での被告人身柄確保と思われた。

当初、アメリカの捜査当局は、ロサンゼルスへの移送を目指していたが、被告人側は、日本の最高裁判所で確定した無罪判決を根拠として、一事不再理の適用を要求した。その上で、アメリカ捜査当局による身柄拘束を不当なものと見なし、ロサンゼルスへの身柄移送の中止と身柄の解放を訴えて、法廷で争つた。9月26日、裁判所は、殺人罪の逮捕状は日本で判決が確定した一事不再理にあたり無

## 3 一事不再理と城崎事件

報道によれば、1986年5月14日、ジャカルタのアメリカ大使館と日本大使館にロケット弾が発射され、カナダ大使館前の車が爆破された。事件後に東京、ロンドン、パリ、ローマなどの報道機関に「反帝国主義国際旅団」からの犯行声明が届いた。

その後の現場検証で発射元のホテルの部屋から日本赤軍メンバーの城崎勉さんの指紋が採取され、日米捜査当局は日本赤軍メンバーの城崎勉さんの指紋が採取され、日米捜査当局は日本赤軍の犯行と断定した（ウイキペディア・『ジャカルタ事件』）。

彼は、1996年9月にネパールで身柄を拘束され、アメリカに移送され、裁判の結果、1998年2月、懲役30年の判決を言い渡された。

2015年2月20日午後、彼は、ICEで手続き後、米国から日本へ強制送還された。成田空港に帰国し、空港内で日本大使館に対するロケット弾発射事件に関与したとして、殺人未遂と現住建造物等放火未遂容疑で逮捕された。

このことについて、共同通信は、2015年2月21日、次の文章を配信した。

ダッカ事件の超法規的措置による釈放から37年。潜伏先のネパールでの拘束から18年。20日、日本に帰国して逮捕された日本赤軍メンバーの城崎勉（しろさき・つとむ）容疑者（67）は、これまで逮捕容疑となつたジャカルタ事件への関与を一貫して否定してきた。

東京都内の支援組織が続けていた文通を引き継ぎ、2009年12月以降、70通以上の手紙をやりとりしてきた女性によると、手紙は月1回のペースで届いた。横書きの便箋に英語や日本語で近況をつづっていた。

ジャカルタ事件に触ることは少ないが、自身の指紋を検出したとされる缶は各国捜査当局によって「清涼飲料水」「ビール缶」と表現が異なる「不思議な缶」と強調し、「初期の現場写真にはそんなものどこにもない！」と反論していた。

別の支援者によると、城崎容疑者は日本赤軍を既に離脱したと主張。手紙では日本赤軍が起こした一連の事件への言及はないが、警察当局はジャカルタ事件後も他のメンバーとやりとりしていたことを把握しており、活動の実態を調べる方針だ。

この支援者は「彼はずっと冤罪（えんざい）を主張している。今後の取り調べや公判でも同じ姿勢を貫くだろう」と話す。

支援者が郵送する月刊誌などで日本内外のニュースを把握し、「冤罪でつちあげを防ぐには証拠の全面開示がすごく大事」「福島第一（原発）のとんでもない事故が発生したというのに、相変わらず原発を推進…」などと時事問題への意見を記すこともあつた。

以上のことから明らかのように、ジャカルタ事件は、ロケット弾発射事件としては、アメリカ大使館事件と日本大使館事件で構成されている。アメリカの裁判では、アメリカ大使館事件が裁かれたので、その判決の効力が日本大使館事件にまで及ぶことがないのかというのが、ここでの一事不再理の問題である。

アメリカ大使館事件と日本大使館事件とは別のロケット弾が使用

されたので、行為は別個に存在するので、行為別にみれば、日本大使館事件での裁判は、一事不再理の原則に抵触しないように見える。しかし、これは、全く形式的な結論である。

これら二つの行為がどのように行われたのか、どのような意図で行われたのか等を判断した場合、両者に相互連関性が強い場合には、行為の一体性が認められる場合もあるであろう。この行為の一体性の下で、アメリカでは直接的に日本大使館事件に触れていないとしても、事実認定や量刑判断という法的評価の中に日本大使館事件が含まれているかもしれない。つまり、実質的な意味で日本大使館事件が既に判断されているような状況が存在すれば、一事不再理の法理が適用されなければならない。

このように考察した場合には、行為の一体性がどのように評価されたかが重要であり、形式的にではなく、実質的判断が待たれるところである。そのためには、アメリカの判決文の詳細な検討が必要であろう。



## カンパのお願い

裁判支援のため様々な費用を必要としています。  
心ある皆さまのご支援をお願いする次第です。

郵便振替口座 00120-5-554301  
城崎勉さんを救援する会

No. 01 目次

- 城崎勉さんに自由を！ 即時の釈放を！ 城崎勉さんを救援する会 2  
あいさつに代えて 城崎勉 5  
城崎勉さんからの通信 11  
弁護側予定主張記載書 17  
でっち上げ、一事不再理違反の不当裁判 城崎さんは無実 浅野健一 19  
安部譲二氏のオフィシャル・ウェブから 22  
「ジャカルタ事件」後の「1996年」について 山際永三 24  
一事不再理の原則と城崎事件 足立昌勝 27

城崎勉さんを救援する会

2016.3.15 発行

東京都港区新橋2-8-16 石田ビル5階  
救援連絡センター 気付 03(3591)1301

価格 300円